

四日市市と三重労働局との雇用対策に係る連携強化について

平成30年2月
四日市市・三重労働局

雇用対策協定の締結

四日市市内における就労希望の実現や雇用の安定が図られるよう、四日市市と三重労働局は、新たに雇用対策協定を締結し、相互に連携して、雇用対策に関する施策を一体的に進めていきます。

協定の骨子

- 具体的な取組内容を定めた「事業計画」作成（第2条関係）
- 事業計画の策定や実施状況の評価等を行う運営協議会を設置（第3条関係）
- 双方で雇用対策の推進に必要な要請ができる（第4条関係）
- 必要な情報を、取り扱い等を定めて両者間で共有する（第5条関係）

協定に基づく事業計画を策定

※計画の取組項目は、今後、四日市市と三重労働局により設置する運営協議会において正式に決定する予定です。

働く意欲がありながら就労を妨げているさまざまな要因を抱える人の
就労希望の実現を目指した連携を強化！

障害者

- ・ 障害者就職面接会の開催
- ・ 障害者の職場実習支援 など

女性

- ・ 働く女性・働きたい女性の相談窓口
- ・ 男女雇用機会均等法の履行確保 など

生活困窮者

- ・ 常設窓口「就職相談コーナー」設置
- ・ 離職者等に対する住居確保支援 など

高齢者

- ・ 高齢者向け求人の確保や職業紹介
- ・ 高年齢者就職面接会の開催 など

若年者

- ・ 地域若者サポートステーション事業支援
- ・ 就職セミナーの開催 など

外国人

- ・ 特性に配慮した職業相談・職業紹介
- ・ 就労に向けた日本語習得の支援 など

連携による一体的な取り組み



雇用対策協定による効果

1. さらに地域雇用の実情、ニーズに合った対策がとれる
2. 双方の役割を明らかにし、一体的に取り組むことで、より効果的・効率的に雇用対策を推進できる
3. 取り組みの評価や見直しを効率的に行うことができる